

「まはえ 介護の学校 介護職員初任者研修（通信）」 学則

（開講目的）

第1条 超高齢社会において、介護における正しい知識及び技術を習得し、適切な方法をもって高齢者を介護してゆける人材の育成。

（研修の名称）

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

まはえ 介護の学校 介護職員初任者研修（通信）

（研修の課程及び形式）

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程（通信）

2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県内とする。

（研修会場の所在地）

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「まはえ 介護の学校 介護職員初任者研修（通信）会場一覧表」のとおり。

（研修期間）

第5条 研修期間はおおむね2か月とする

（講師氏名）

第6条 研修を担当する講師は、別紙2「まはえ 介護の学校 介護職員初任者研修（通信）講師一覧表」のとおり。

（遅刻、早退、欠席の取り扱い）

第7条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯において、いかなる理由があっても欠席とみなす。

（研修時間数等）

第8条 研修時間数は、別紙3「まはえ 介護の学校 介護職員初任者研修（通信）カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第9条 第8条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、100点を満点としてA（90点以上）、B（89～80点）、C（79～70点）及びD（70点未満）の区分により行う。なお、第1項の「一定以上の評価」とは、C以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申し込み手続き)

第10条 受講申込手続は、以下の(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を「有限会社まはえ」（以下、「まはえ」という。）が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。

(1)受付期間

開講日の概ね6週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。

(2)申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、まはえに郵送又は持参する。

(3)受講決定通知等

まはえから受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第11条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1)受講料 | 70,000円 |
| (2)テキスト代 | 5,250円 |
| (3)傷害・賠償保険料 | (受講料に含む) |
| (4)補講料 | 1時間につき1,000円とする |

(返金について)

第12条 受講申込手続完了後の返金は受講開始日以前に限り受講料にのみ応じることとする。返金の場合には、その申し出があった日から10日以内に申出者に全額返金する。また、振り込みによる場合は、その手数料を申出者が負担する事とする。

(保険加入)

第13条 介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険は、全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講料に含むものとする。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第14条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は第11条の規定により1時間につき1,000円とする

(使用テキスト等)

第15条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規出版 介護職員初任者研修テキスト

(受講取消)

第16条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、まはえの判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 受講継続意志がなく、「退校届」を提出した者
- (4) その他、まはえが不相当とみなした者

(退講)

第17条 第16条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第18条 まはえは、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第19条 まはえは、第9条により修了者と認定したものに対して、介護保険法施行令第3条第1項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第20条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「まはえ 介護の学校 介護職員初任者研修(通信)修了証明書再交付申請書」をまはえに提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第21条 まはえは、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

- 2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載してまはえに提出する。

(附則)

第1条 この学則は、平成25年7月25日から施行する。

第2条 この学則は、平成25年8月7日から施行する。

第3条 この学則は、平成26年3月12日から施行する。